



三重県公報

平成29年3月10日(金)

第 2884 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
7	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	2
告 示			
144	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
145	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	3
146	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
147	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
148	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	4
149	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(同)	4
150	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	4
151	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	5
152	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	5
153	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	5
154	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	6
155	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路企画課)	6
156	同伴	(道路管理課)	7
157	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
158	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に基づく土地の区域の指定	(建築開発課)	8
訓 令			
1	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人事課)	9
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	10
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(障がい福祉課)	10
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	10
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	11
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(スポーツ推進課)	11
	平成28年度後期技能検定特級、1級、2級及び3級に合格した者	(雇用対策課)	12
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	12
	同伴	(同)	12
	平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築開発課)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(広聴広報課)	14

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十九年三月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和二十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十四条第二項及び第一五条第二項」を「第十五条第二項及び第一六条第二項」に、「第十四条第二項及び第一五条第二項第二号」を「第十五条第二項及び第一六条第二項第二号」に改める。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十一条中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十九条」を「第二十条」に改め、同条を第二十一条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項第一号中「第十四条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項第七号中「第十二条又は第十五条」を「第十三条又は第十六条」に改め、同条第二項中「第十五条第二項第二号」を「第十六条第二項第二号」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（金融機関による保証）

第十二条 前条第一項の規定にかかわらず、知事が適当と認めるときは、借主は、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証を付すこと、連帯保証人を立てること及び物的担保を供することと代えることができる。

第5号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県中小企業等支援資金貸付規則第十二条の規定は、平成二十九年六月二十五日以後の日を償還期日とする貸付金について適用する。

告 示

三重県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成29年3月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470205390	訪問介護事業所リーフ	四日市市下海老町桜谷 383番地17	株式会社FLAT	平成29年 3月1日	訪問介護
2460490085	訪問看護リハビリステーションこころ	亀山市栄町1487番地25	合同会社Withyou	平成29年 3月1日	訪問看護
2460890151	ナーシング伊勢	伊勢市藤里町166-10	株式会社テクノケア伊勢	平成29年 3月1日	訪問看護
2470303153	みどりの鈴ダイサービスセンター	鈴鹿市住吉町6783番49	株式会社吉昇幹	平成29年 3月1日	通所介護

2470802600	ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 3 月 1 日	通所介護
2470703394	株式会社ケアクレスト 松阪事業所	松阪市郷津町 164 番地 1	株式会社ケアクレスト	平成 29 年 3 月 1 日	福祉用具貸与
2470703394	株式会社ケアクレスト 松阪事業所	松阪市郷津町 164 番地 1	株式会社ケアクレスト	平成 29 年 3 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 145 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470703402	居宅介護支援事業所 こころ	松阪市嬉野一志町 75 番地 16	合同会社がんざ	平成 29 年 3 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 146 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470205390	訪問介護事業所リーフ	四日市市下海老町桜谷 383 番地 17	株式会社 F L A T	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防訪問介護
2460490085	訪問看護リハビリステーション こころ	亀山市栄町 1487 番地 25	合同会社 W i t h y o u	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護
2460890151	ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護
2470102498	のんびりハウス れんげの里	桑名市長島町松ヶ島 180 番地 4	有限会社 D' s ネットワーク	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防通所介護
2470303153	みどりの鈴デイサービスセンター	鈴鹿市住吉町 6783 番 49	株式会社吉昇幹	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防通所介護
2470802600	ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防通所介護
2470703394	株式会社ケアクレスト 松阪事業所	松阪市郷津町 164 番地 1	株式会社ケアクレスト	平成 29 年 3 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470703394	株式会社ケアクレスト 松阪事業所	松阪市郷津町 164 番地 1	株式会社ケアクレスト	平成 29 年 3 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 147 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの種類
2470201563	介護相談センター 優	四日市市小古曾 6 丁目 2151-5	有限会社優	平成 29 年 2 月 28 日	訪問介護
2472600036	デイサービスセンター飯高有徳園	松阪市飯高町下滝野 1350 番地の 2	社会福祉法人有徳会	平成 29 年 2 月 28 日	通所介護

三重県告示第 148 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470201563	介護相談センター 優	四日市市小古曾 6 丁目 2151-5	有限会社優	平成 29 年 2 月 28 日	介護予防訪問介護
2470102357	悠久の郷松ヶ島の家	桑名市長島町松ヶ島 180 番地 4	株式会社リライアンス	平成 29 年 2 月 28 日	介護予防通所介護
2470102415	悠久の郷大倉の家	桑名市長島町大倉 1 番地 178	株式会社リライアンス	平成 29 年 2 月 28 日	介護予防通所介護

三重県告示第 149 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410705699	医療法人西井病院	松阪市曾原町811-1	医療法人西井病院	平成29年2月28日	介護療養型医療施設

三重県告示第 150 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450200288	ジャパントラフィック株式会社	愛知県岡崎市稲熊町字八丁目 197 番 1	F R I E N D S	四日市市日永西 5 丁目 13-21	児童発達支援	平成 29 年 3 月 1 日
2450100066	株式会社 s i l v e r g r a s s	愛知県名古屋市瑞穂区中根町 5 丁目 17 番地の 4	クラム	桑名市松ノ木 2 丁目 10 番地 14	児童発達支援	平成 29 年 3 月 1 日
2451300137	株式会社心グループ	名張市すずらん台西 1 番町 243 番地	よい子のお家すずらん	名張市すずらん台西 1 番町 243 番地	児童発達支援	平成 29 年 3 月 1 日
2452100049	株式会社 A-Y-A	員弁郡東員町笹尾東 2 丁目 9-16	デイズ+	員弁郡東員町大木 1978-3	児童発達支援放課後等デイサービス	平成 29 年 3 月 1 日
2451200097	一般社団法人 G E N K I K I D S	伊賀市小田町 748-1	G E N K I K I D S	伊賀市小田町 776-2	児童発達支援放課後等デイサービス	平成 29 年 3 月 1 日
2450800202	株式会社クォール	鳥羽市幸丘 1040-7	発達支援室クォール彩	伊勢市黒瀬町 1365-1 ウィンアップ 203 号室	放課後等デイサービス	平成 29 年 3 月 1 日
2450700295	アムール有限公司	松阪市飯南町下仁柿 652 番地	児童発達支援・放課後等デイサービスアネックスあい	松阪市駅部田町 1890 番地 4	児童発達支援放課後等デイサービス	平成 29 年 3 月 1 日

2450500588	N P O 法人 H A - H A - H A	津市久居野村町 430 番地 49	子 L A B	津市新町 1 丁目 1-16 1F	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成 29 年 3 月 1 日
------------	--------------------------	-------------------	---------	-------------------	-------------------	-----------------

三重県告示第 151 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410201574	株式会社 F L A T	四日市市下海老町桜谷 383 番地 17	訪問介護事業所 リーフ	四日市市下海老町桜谷 383 番地 17	居宅介護	平成 29 年 3 月 1 日
2410301283	R e s o r a 株式会社	鈴鹿市神戸六丁目 6 番 2 号	R e s o r a 訪問ヘルパーステーション	鈴鹿市神戸六丁目 6 番 2 号	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 3 月 1 日
2421000163	特定非営利活動法人 あいあい	尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	障がい者グループホーム こはあと	尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	共同生活援助	平成 29 年 3 月 1 日
2410100412	株式会社 オアシス	桑名市参宮通 32 番地 グランティ 桑名 2F	アクア	桑名市参宮通 32 番地 グランティ 桑名 2F	就労移行支援	平成 29 年 3 月 1 日
2410400234	特定非営利活動法人 まがたま愛育舎	亀山市両尾町 157 番地	工房 えがお	亀山市両尾町 157 番地	就労継続支援 B 型	平成 29 年 3 月 1 日

三重県告示第 152 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2410100669	株式会社 リライアンス	桑名市大仲新田 540 番地 1 シティマンションエース 201 号室	訪問介護すまいる倶楽部	桑名市大仲新田 540 番地 1 シティマンションエース 201 号室	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 2 月 28 日
2410501361	株式会社 みやまラボ	津市久居一色町 174-5	訪問介護 クローバー	津市久居一色町 174-5	重度訪問介護 同行援護	平成 29 年 3 月 1 日
2410502161	合同会社 びーす	津市久居相川町 2371-2	就労継続支援 B 型 とりびー	津市久居相川町 2371-2	就労継続支援 B 型	平成 29 年 3 月 31 日
2420501344	特定非営利活動法人 ピアサポートみえ	津市西丸之内 7-20	ピアハウス南新町	津市南新町 4-37	共同生活援助	平成 29 年 2 月 28 日

三重県告示第 153 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
---------	---------	-------	-------------	---------------	-----------

薬局	エンゼル薬局 多度駅前店	桑名市多度町小山字尾 津平 1874-4		薬局	平成 29 年 3 月 1 日
薬局	スギ薬局 桑名 大福店	桑名市大字大福 424 番地 1		薬局	平成 29 年 3 月 1 日
薬局	アクア薬局江戸 橋駅前店	津市上浜町 5-58		薬局	平成 29 年 3 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 松阪下村店	松阪市下村町字西ノ庄 862-2		薬局	平成 29 年 3 月 1 日
薬局	スギ薬局 松阪 川井町店	松阪市川井町 1006 番地 1		薬局	平成 29 年 3 月 1 日

三重県告示第 154 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターオークワ亀山店
亀山市菅内町 1369 番 1
- 2 亀山市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 3 月 10 日から同年 4 月 10 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 155 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、三重県道路公社において道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課及び三重県道路公社に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 42 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市二見町三津字沖玉新田 1184 番 1 地先まで	旧	11.50～80.00	1480.00

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市二見町三津字沖玉新田 1184 番 1 地先まで	旧	11.50～80.00	1480.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市朝熊町字極楽地 2629 番 1 地先まで	旧	11.50～80.00	3700.00

三重県告示第 156 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市大字額田 739 番 1 地先内	旧	55.90～75.00	36.00
	新	57.10～75.00	36.00

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 42 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市二見町三津字沖玉新田 1184 番 1 地先まで	新	15.00～80.00	1493.00

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市二見町三津字沖玉新田 1184 番 1 地先まで	新	15.00～80.00	1493.00

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市朝熊町字極楽地 2629 番 1 地先まで	新	22.50～80.00	3700.00

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町栗谷字中木屋奥 1211 番 32 地先から 多気郡大台町栗谷字中木屋奥 362 番 1 地先まで	旧	25.60～63.92	73.90
	新	29.27～71.76	73.90

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信楽上野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市西高倉字大谷山 1078 番 2 地先から 伊賀市西高倉字大谷山 1016 番 1 地先まで	旧	9.00～11.50	45.00
	新	9.00～12.50	45.00

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 信楽上野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市西高倉字鳥居出 1011 番地先から 伊賀市西高倉字鳥居出 1004 番 2 地先まで	旧	18.50～23.50	31.00
	新	22.50～23.50	31.00

第 8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町十須字川原田 1914 番地先から 北牟婁郡紀北町十須字川原田 1911 番地先まで	旧	6.70～10.20	108.00
	新	8.40～11.90	108.00

三重県告示第 157 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 167 番 1 地先から いなべ市北勢町阿下喜字八反田 74 番 2 地先まで	平成 29 年 3 月 10 日
一般国道 42 号	伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市二見町三津字沖玉新田 1184 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 11 日
一般国道 167 号	伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市二見町三津字沖玉新田 1184 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 11 日
県道 鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 6 地先から 伊勢市朝熊町字極楽地 2629 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 11 日
県道 南浦海山線	尾鷲市大字南浦字矢所古和谷 3195 番 4 地先から 北牟婁郡紀北町便ノ山字滝ノ川 977 番 13 地先まで	平成 29 年 3 月 10 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町十須字川原田 1907 番地先から 北牟婁郡紀北町十須字前久保 1903 番地先まで	平成 29 年 3 月 10 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町十須字川原田 1914 番地先から 北牟婁郡紀北町十須字川原田 1911 番地先まで	平成 29 年 3 月 10 日
県道 飛鳥日浦線	熊野市井戸町字倉ノ谷 2007 番から 熊野市井戸町字田和 1986 番まで	平成 29 年 3 月 10 日

三重県告示第 158 号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 14 年三重県条例第 67 号）第 3 条第 1 項の知事が指定する土地の区域を指定しましたので、同条例第 3 条第 3 項の規定により告示します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定した土地の区域
松阪市

指定した区域の名称	指定した土地の区域
松-1 小野江地区(1)	松阪市舞出町、甚目町及び肥留町の各一部

松-2	小野江地区(2)	松阪市甚目町、小野江町及び肥留町の各一部
松-3	鵜地区(1)	松阪市星合町及び笠松町の各一部
松-4	鵜地区(2)	松阪市笠松町、小舟江町及び星合町の各一部
松-5	天白地区(1)	松阪市曾原町の一部
松-6	天白地区(2)	松阪市曾原町及び中道町の各一部
松-7	天白地区(3)	松阪市中林町、曾原町、中道町、小津町及び小舟江町の各一部
松-8	天白地区(4)	松阪市中林町及び曾原町の各一部
松-9	天白地区(5)	松阪市小津町の一部
松-10	米ノ庄地区(1)	松阪市中ノ庄町の一部
松-11	米ノ庄地区(2)	松阪市市場庄町の一部
松-12	米ノ庄地区(3)	松阪市久米町の一部
松-13	米ノ庄地区(4)	松阪市久米町の一部

2 土地の区域の指定日

平成 29 年 3 月 10 日

3 縦覧場所

三重県県土整備部建築開発課、三重県松阪建設事務所建築開発室及び松阪市都市整備部建築開発課

訓 令

三重県訓令第 1 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 10 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表第 3 号の項第 1 号中

「

(3) 建築技師 機械技師 電気技師 土木技師 (管財課において、(2)に掲げる者を除く。)	作業服（上下）	1	2
	防寒服	1	5
	ゴム長靴	1	5

を

」

「

(3) 建築技師 機械技師 電気技師 土木技師 (管財課において、(2)に掲げる者を除く。)	作業服（上下）	1	2
	防寒服	1	5
	ゴム長靴	1	5
(4) 軽油調査の業務に従事する者	作業服（上下）	1	2
	防寒服	1	5

に改め、同表第 4 号の項第 3 号中

」

「作業服（下）」を「白ズボン」に改め、同項中第 11 号を第 12 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り

下げ、同項第3号の次に次のように加える。

(4) 動物愛護推進センター	(1) 獣医師	作業服(上下)	1	1
		防寒服	1	5
		白衣(長)	1	1
		白衣(半)	1	1
		白ズボン	2	1
	ゴム長靴	1	1	
	(2) 事務を掌る職員	作業服(上下)	1	1
		防寒服	1	5
		ゴム長靴	1	1

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

三重県県税条例施行規則(昭和34年三重県規則第48号)第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成29年3月10日

三重県知事 鈴木英敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
200券	船舶	41602207089～ 41602207098	10	平成28年10月14日～ 平成29年4月13日	鳥羽石油株式会社

三重県表彰規則(昭和25年三重県規則第38号の1)第2条の規定により、平成29年2月25日次の者を表彰しました。

平成29年3月10日

三重県知事 鈴木英敬

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別賞	佐藤 雅也	柔道
三重県スポーツ優秀賞	村井 正治	卓球(サウンドテーブルテニス)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成29年4月28日まで縦覧に供します。

平成29年3月10日

三重県知事 鈴木英敬

1 申請のあった年月日

平成29年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 たんたらホイ会

(2) 代表者の氏名

宮田 喜子

(3) 主たる事務所の所在地

津市東丸之内18番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な全ての世代に対して、“たんたらホイ！フェス”の場の提供により、自分自身の才能に気付き、夢の達成に前向きに挑戦する支援を行い、経済的効果を生む達成感を味わってもらうことで、精

神的にも経済的にも自立できる人々を増やすことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 29 年 2 月 28 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 まみいはんど
 - (2) 代表者の氏名
池田 恵津子
 - (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市楠部町 510 番地 93
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、近年一層の長寿社会を迎え、高齢者の健康づくりの増進と自立を助長すると共に、障害者及び障害者の家族に対しても福祉や生活に関する事業を行い、健康で生きがいを持ち地域で活動できる社会づくりや、誇りと尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、明るく活力ある福祉全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、平成 29 年 2 月 25 日次の者を表彰しました。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	西本 拳太	バドミントン
三重県スポーツ特別賞	舩越 一彦	陸上競技
〃	柳川 弘行	ボウリング
三重県スポーツ優秀賞	岩高 莉奈	陸上競技
〃	島袋 将	テニス
〃	小倉 佳祐	体操
〃	藤田 雄大	レスリング
〃	成國 大志	レスリング
〃	角谷 萌々果	レスリング
〃	向田 真優	レスリング
〃	太田 悠斗	ウエイトリフティング
〃	山本 真鼓	ウエイトリフティング
〃	石井 未来	ウエイトリフティング
〃	城山 聖羅	相撲
〃	齊藤 聖奈	ラグビーフットボール
〃	大城 海輝	カヌー
三重県スポーツ新人賞	三重県立津工業高等学校ヨット部	セーリング
〃	三重高等学校男子ソフトテニス部	ソフトテニス
〃	三重選抜	ボウリング
〃	藤本 大輝	陸上競技
〃	谷口 卓	水泳（競泳）
〃	野呂 さくら	水泳（シンクロナイズドスイミング）
〃	首藤 鴻英	体操

三重県スポーツ新人賞	藤田 颯	レスリング
〃	弓矢 健人	レスリング
〃	稲垣 柚香	レスリング
〃	中井 ほのか	レスリング
〃	横山 太偉雅	ウエイトリフティング
〃	日沖 悠	カヌー
〃	舟田 葵	空手道
三重県スポーツ特別奨励賞	谷元 圭介	野球
三重県スポーツ奨励賞	阪本 祐也	水泳（競泳）
〃	堀 孝輔	体操（新体操）
〃	山本 和佳	レスリング
〃	基山 仁太郎	レスリング
〃	奥野 春菜	レスリング
〃	柳川 友章	ウエイトリフティング
〃	内田 理久	ソフトテニス
〃	遠藤 爵由	ソフトテニス
〃	田邊 雅人	ソフトテニス
〃	橋本 旭陽	ソフトテニス
〃	田嶋 あいか	山岳
三重県スポーツ功労団体賞	A G F 鈴鹿株式会社	
〃	住友電装株式会社	
〃	三重県民共済生活協同組合	

平成 28 年度後期技能検定特級、1 級、2 級及び 3 級に合格した者は、次のとおりです。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階）に備え置いて縦覧に供します。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名
一級河川宮川水系（指定区間）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名
一級河川淀川水系木津川（指定区間）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊賀建設事務所

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 29 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及

センターに行わせませす。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成 29 年 7 月 2 日 (日) 午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 29 年 9 月 10 日 (日) 午前 11 時から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成 29 年 7 月 23 日 (日) 午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 29 年 10 月 8 日 (日) 午前 11 時から午後 4 時まで

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者に限り行うことができます。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験しようとする試験に係る受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの

(イ) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票を添付することができる者

ア 受付期間

平成 29 年 4 月 3 日 (月) から同月 17 日 (月) まで (締切日の消印のあるものまで有効)

イ 申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成 16 年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

ア 受付期間

平成 29 年 4 月 10 日 (月) から同月 17 日 (月) まで

イ 受付時間

受付開始日の午前 10 時から受付終了日の午後 4 時まで

ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者 (過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含みます。) は、必ず受付場所における受験申込みを行ってください。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができます。

ア 受付期間

平成 29 年 4 月 20 日 (木) から同月 24 日 (月) まで

- イ 受付時間
午前 10 時から午後 5 時まで
- ウ 受付場所
津市桜橋 2-142 三重県教育文化会館
- 4 合格者の発表及び合否の通知
平成 29 年 12 月 7 日（木）（予定）
合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。
なお、二級建築士試験の学科の試験については平成 29 年 8 月 22 日（火）（予定）に、木造建築士試験の学科の試験については同年 9 月 5 日（火）（予定）に発表します。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部等に掲示します。
- 6 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成 29 年 6 月 7 日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（愛知県名古屋市中区栄 4-3-26）及び一般社団法人三重県建築士会（津市桜橋 2-177-2）の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場所に掲示します。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務名
平成 29 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務（平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月分/単価契約）
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日（土）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
知事が別に指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成29年4月6日(木)11時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成29年4月26日(水)17時までとします。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(契約実績証明書)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 南
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 岩崎
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成29年4月11日(火)までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年4月20日(木)14時30分まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成29年4月20日(木)14時30分
なお、三重県庁内郵便局へは平成29年4月12日(水)から同月20日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班
案件名 平成29年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」

新聞折込業務（平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月分）

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 4 月 20 日（木）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱

に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :

Distribution of the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News” with newspaper (From June 2017 to March 2018)

- (2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, April 20, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, April 12, 2017 and 2:30 P.M. on Thursday, April 20, 2017.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, April 20, 2017.

- (4) Managing Authority :

Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2788

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
